

報告第 17 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 3 年 10 月 11 日 報 告

守 谷 市 長 松 丸 修 久

|      |     |
|------|-----|
| 報 告  | 頁 数 |
| 17 号 | 1   |

## 専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年9月29日

守谷市長 松丸修久

### 1 和解の相手方

住所 茨城県牛久市〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇〇〇

### 2 和解の内容

#### (1) 事故発生日

令和3年7月13日

#### (2) 事故発生場所

守谷市野木崎3456番地先

#### (3) 事故の概要

通勤途中、市道に空いていた穴の影響により自家用車左側前輪1本がパンク。事故当時、強い雨が降っており、穴には水が溜まり、事故車両運転席からの目線では道路に水溜りができているという認識であり、穴を避けることなく走行してしまいタイヤがパンクしてしまった。

#### (4) 損害賠償額

8,840円

| 報告  | 頁数 |
|-----|----|
| 17号 | 2  |